

応関数  $x_i = \phi_i(a, x_{-i})$  (任意の分配原理と他者の貢献プロファイルに対して、個人の効用を最大化させる戦略を対応させる関数)が導出される。すべての個人について、この反応関数を連立させて解くことにより、ナッシュ均衡戦略が導出される。それは  $a \in [0,1]$  を変数とする次のような関数として表される。

$$x_i \in \phi_i((u_i)_{i \in N}; a) \quad (4)$$

これを個人  $i \in N$  の貢献関数と呼ぼう。

このような個々人の行動様式を内生化すると、ロールズ格差原理は、つぎのように書き換えられることになる。

$\text{Max}_a \min_{1 \leq i \leq n} y_i(x, a)$ , ただし,

$$y_i = \omega x_i + \left\{ (1-a) \frac{x_i}{\sum x_i} + a \frac{n_i}{\sum n_i} \right\} \pi$$

$$\text{subject to } x_i = \phi_i(a) \quad (i = 1, \dots, n) \quad (5)$$

(5)の最大化問題を解くことにより、ロールズ格差原理の要求する公正なウェイト値  $a^R$  が求められる。さらに、その  $a^R$  を各人の貢献関数に代入することにより、個人  $i \in N$  の均衡貢献量  $x_i = \phi_i(a^R)$  と人々の均衡貢献プロファイル  $x(a^R) \in \phi((u_i)_{i \in N}; a^R)$  が求められる。これに対応する均衡分配プロファイル  $y_i(x_i)_{i \in N}$  がロールズ格差原理の指示する公正な分配にほかならない<sup>46</sup>。

<sup>46</sup> プレーヤーの数は有限の正の整数であり、各人の戦略集合  $S$  ならびにその直積は有界閉の凸集合である。また、利得関数を  $V_i = v_i(s)$  とすると、 $v_i$  は  $S$  上で定義された連続な実数値関数で個人の戦略に対して準凹である。したがって、ナッシュ均衡の存在が保証される。

## 参考文献

Bergson, A. (1938): "A Reformulation of Certain Aspects of Welfare Economics," *Quarterly Journal of Economics*, Vol. 52, pp. 310-334.

Friedman M. (1962): *Capitalism and Freedom*, Chicago: University of Chicago Press.

Gotoh, R. (2004a): "Well-Being Freedom and The Possibility of Public Provision System in Global Context," *Ethics and Economics*, Vol.2, 2004.

Gotoh, R. (2004b): "The Possibility of Public-Provision Unit in Global Context—Towards 'Social Contract' based on Reciprocity—," mimeo.

Hurwicz, L. (1960): "Conditions for Economic Efficiency of Centralized and Decentralized Structures," G. Grossman (ed.), *Value and Plan: economic calculation and organization in Eastern Europe*, Berkeley: University of California Press.

Hurwicz, L. (1986): "Incentive Aspects of Decentralization," K. Arrow and Intriligator (eds.), *Handbook of Mathematical Economics*, Vol.III, Amsterdam: North Holland.

Maskin, E. S. (1985): "The Theory of Implementation in Nash Equilibrium: A Survey," L. Hurwicz, D. Schmeidler and H. Sonnenschein (eds.), *Social Goals and Social Organization*, Cambridge: Cambridge University Press.

Mirrlees, J. (1971): "An Exploitation in the Theory of Optimum Income Taxation," *Review of Economic Studies*, 38, pp. 175-208.

ジョン・マイルズ(2003)「市場が失敗したとき——カナダとアメリカ合衆国における社会福祉」(後藤玲子訳), G.エスピン-アンデルセン編, 埋橋孝文監訳『転換期の福祉国家』早稲田出版会, 185-223 ページ, 2004 年.

Moffitt, R. G (2003): "The Negative Income Tax and the Evolution of U.S. Welfare Policy," *Journal of Economic Perspectives*, Vol. 17, No.3, pp119-140.

Musgrave, R. A. (1974): "Maximin, Uncertainty, and the Leisure Trade-off," *Quarterly Journal of*

*Economics*, 88:652-32.

Norzick, R. (1974): *Anarchy, State and Utopia*, Oxford: Oxford University Press.

Rawls, J. (1971a): *A Theory of Justice*, Cambridge, Mass.: Harvard University Press. (矢島鈞次監訳『正義論』紀伊国屋書店, 1979年).

Rawls, J. (1971b): “Justice as Reciprocity,” S. Gorowitz (ed.), *John Stuart Mill: Utilitarianism, with Critical Essays*, Indianapolis: Bobbs-Merrill (引用ページは1999による).

Rawls, J. (1974a): “Some Reasons for the Maximin Criterion,” included in Rawls (1999) originally published in *American Economic Review*, 64, pp. 141-146 (引用ページは1999による).

Rawls, J. (1974b): “Reply to Alexander and Musgrave,” *Quarterly Journal of Economics*, 88, pp. 633-655 (引用ページは1999による).

Rawls, J. (1975): “Justice as Goodness,” *Philosophical Review*, Vol. 84, pp. 536-555 (引用ページは1999による).

Rawls, J. (1992): *Justice as Fairness Restatement*, mimeo (Lecture Note in the Harvard University).

Rawls, J. (1999): *Collected Papers*, S. Freeman (ed.), Cambridge, Mass.: Harvard University Press.

Samuelson, P. A. (1947/1987): *Foundations of Economic Analysis*, Cambridge, Mass.: Harvard University Press.

Sen, A. K. (1985): *Commodities and Capabilities*, Amsterdam: North-Holland (鈴木興太郎訳、『福祉の経済学—財と潜在能力』岩波書店, 1988年).

Sen, A. K. (1990): “Welfare, Freedom, and Social Choice: A Reply,” *Recherches Economiques de Louvain*, Vol. 56, pp. 451-485.

Sen, A. K. (1999): *Development As Freedom*, New York: Alfred A. Knopf (石塚雅彦他訳『自由と経済開発』日本経済新聞社, 2000年).

Van Parijs P. (1995): *Real Freedom for All: What (if anything) can justify capitalism*, Oxford: Oxford University Press.

Van Parijs, P. (2006): “Basic Income: Is it Just Idea?,” Text prepared for the Workshop with

Professor Philippe Van Parijs, “Real Freedom for All!,” Ritsumeikan University, July 7, 2006, translation by Susan C. Black, chapter 3 of Y. Vanderborght & Ph. Van Parijs, *L’Allocation universelle*, Paris: La Decouverte, 2005.

Tobin, J. (1968): “Raising the Income of the Poor,” in K. Gordon (ed.), *Agenda for the Nation*, The Brookings Institution, pp. 77-116.

厚生労働省(2004)『社会保障審議会福祉部会「生活保護制度の在り方に関する専門委員会」報告書』。

後藤玲子(1994)「常識的規則」のウェイト付けによるロールズ格差原理の定式化, 『一橋論叢』第112巻第6号, 155-174 ページ。

後藤玲子(2002)『正義の経済哲学：ロールズとセン』東洋経済新報社。

後藤玲子(2004)「リスクに抗する福祉とは」, 橘木俊詔編著『リスク社会を生きる』岩波書店, 275-306 ページ。

後藤玲子(2006a)「正義と公共的相互性：公的扶助の根拠」, 『思想』「特集 福祉社会の未来」第983号(2006年第3号), 82-99 ページ。

後藤玲子(2006b)「ミニマムの豊かさと就労インセンティブ——公的扶助制度再考」, 財務総合政策研究所報告書『わが国の経済格差の実態とその政策対応に関する研究会』。

後藤玲子(2006c)『アマルティア・セン——近代経済学の革命家——』, 八木紀一郎・高哲男・鈴木信雄・大田一廣編『新版経済思想史——社会認識の諸類型』名古屋大学出版会, 327-341 ページ。

後藤玲子(2006d)「社会的正義と公的扶助——公共的相互性の意味を問う」, 『社会福祉研究』第97号, 32-40 ページ。

後藤玲子(2006e)「3節 差別——ロールズ格差原理の再定式化」, 川岸令和編著『立憲主義の政治経済学』早稲田大学出版会, 近刊。

後藤玲子・吉原直毅(2004)「基本所得」政策の規範的経済理論——「福祉国家」政策の厚生経済学序説」, 『経済研究』第55巻第3号, 230 - 244 ページ。

社会生活による調査検討会(2003)『社会生活に関する調査/社会保障生活調査結果報告書』.

鈴木興太郎・後藤玲子(2001/2002)『アマルティア・セン：経済学と倫理学』実教出版.

松井暁(1999)「社会システムの倫理学：所有・福祉・平等」, 高増明・松井暁編『アナリティカル・マルキシズム』ナカニシヤ出版, 131-51 ページ.

## 社会的正義と公的扶助——公共的相互性の意味を問う

後藤玲子

### 1. はじめに

貧困は不正義か?一般的に、そうとはいえないだろう。だが、貧困を社会的に放置することは不正義だ、とはいえるかもしれない。本稿では、はじめに、公的扶助を支える正義の概念を明らかにしたい。つづいて、公的扶助のしくみを持続可能とする論理を探りたい。

「これは不正義だ」という告発も、「これは正義か?」という問いかけも、強く手厳しい。そこそことか、まあまあとかの感覚は通用しないし、何か別の喜びや満足で、代替して補えるものでもない。あることがらが不正義だとしたら、たとえそれによってどんな効用がもたらされるとしても、そのこと自体の問題性が打ち消されることはない。

不正義とそうではない状態との間には、明白で決定的な断絶がある。不正義を是正するには、不正義それ自身に立ち向かうほかはない。

だからこそ、不正義に抗し、不正義を回復する責任は、無条件的に、また、無限定的——空間的にも時間的にも——に、広がる可能性をもっている。ある人びとの被った不正義は、当事者たちの範囲をはるかに越えて、遠くはなれた人びとのアクションを喚起する——後述するように、コミットメントの持続を保証するものではないとしても——ちからをもつ。

貧困は、それとは少し事情が異なる。貧困は、病気やら災害やら本人の経歴やらいろいろな要因が積もり重なって、不幸としか形容のしようがない状態をさすことがある。その反対に、物質的な欠乏は明らかではあるものの、芸術やら冒険やら、とてつもない大きな夢を抱えながら、本人が自ら耐え忍んでいると推察されることもある。

しかも、「餓え」に至らない限り、貧困と貧困ではない状態との切り分けは、さほど明白ではない。貧困を是正しようとする、しばしば、背後にひそむ別の問題、容易には解きほぐすことのできない個人の悲しみや切なさに行き当たる。

そのためか、貧困に抗し、それを回復する責任は——「貧困からの脱出」という言葉が示すように——、多く本人や近い人たちの努力や意思に帰せられる。ある人びとの貧困が、広く人々の同情をかうことはあっても、遠くはなれた人びとのアクションを直接、喚起するところまでにはいたらない。

このように正義と貧困は異なる性質をもった概念だ。にもかかわらず、貧困を正義と結びつけて論ずるとしたら、議論は、おのずと明確な方向性をもつことになるだろう。正義の観点は、貧困を、別の喜びや満足によっては代替不可能な問題として位置づけること、また、他のさまざまな問題との関連性に留意しつつも、貧困それ自身の問題性に注目すること、さらに、貧困への抵抗、貧困の回復を広く社会的な責任として位置づけることを要求する。

その一方で、正義の観点は、貧困という状態とそうでない状態との間に、明白な断絶をおくことになる。・・・その断絶は、貧困者とそうでない人びととの断絶につながるおそれがありはしまいか。また、貧困を、社会的に対処すべき問題、すなわち社会問題として明確に位置づけることになる。・・・そのことは、貧困がもつ個別的な意味を捨象するおそれがありはしまいか。

はたして、このような立論のしかたは妥当なのだろうか。貧困を正義とむすびつけて論ずることには、どんな意味があるのだろうか。

貧困を正義とむすびつけて論ずることの意味は、働かずに金を得られる公的扶助のしくみは正義にもとる、という人びとの常識的な直観に、いささか逆説的だが、読み取れる。そこには、不正受給の大合唱に混ざって、そもそも働かないで食べていくことをゆるすしくみは不公正だ、何ら義務をとまなわない権利の享受は不当だ、などの声が含まれる。

また、そのより積極的な意味は、困窮している人びとを社会が見過ごすことは、端的に、許されないはずだという、人びとが漠然と抱いている正義の感覚に求められる。

本稿では、第一に、正義に関する規範理論にもとづいて、公的扶助の公正さに関するこれらの直観や感覚の確からしさを吟味したい。結論的には、公的扶助を支える独自の正義概念が存在すること、それは市場や他の社会福祉制度を支える正義観念と両立可能であること、しかも、ある場合には、それは他の正義概念に優先して適用されることが確認される。

このような公正さに関する人びとの認識は、制度に対する人びと自身の姿勢に少なからぬ影響を与える。不公正だと思ふ制度を、ひとはあえて支えようとはしないだろう。だが、公正だと信ずる制度であれば、ひとはそれを支え続けていこうとする、といえるだろうか。先述したように、正義は、人びとのアクションを広く喚起するちからをもつ。だが、個人のコミットメント——この場合は、就労と納税を通じた公的扶助制度へのコミットメント——の持続性までは保証できない。公的扶助は確かに正義に適っているという認識・信念と、働き納税できるかぎり、自分が（も）その制度を支え続けていくという行為の間には、少なからぬ距離がある。

その距離は、働かなくとも食べていけるなら、だれも働こうとはしないだろう、という憶測、あるいは、他の人びともかならず働くという保証（法的あるいは経済的拘束力）が

ないとしたら、個々人は働くという戦略を選びはしないだろう、という憶測をまねきがちだ。公的扶助のしくみを設計するうえで、これらは致命的な問題となる。互いの憶測が憶測を呼び、実際に、働き資源を提供する人びとがほとんどいなくなるとしたら、公的扶助が成り立たない、あるいは、給付水準の急激な低下をくい止められなくなるからだ<sup>1</sup>。

本稿では、第二に、「就労インセンティブ問題」と呼ばれるこの難問に、「公共的相互性」（後藤，2006a,b）の概念をもって答えたい。その要点は、「困窮している場合には、基本的福祉に十分な公的給付を受ける」権利を無条件的なものとして確立したうえで、「働き、提供できるときには、働き提供する」倫理的な義務を支える論理を探ることにある。

非対称性をつかみとろうとする正義の観点に対して、公共的相互性の概念は、広範囲の人びとの間に成立しうる緩やかな対応性、受給者と非受給者との対称性を描き出す。制度の公正さを、誰が何といおうと自分は信ずるとしても、実際に制度にコミットすると、他者の行為が気にかかる……。公共的相互性の概念は、個人の信念と社会的行為を、ゆったりと結ぶ概念でもある。

次節では、正義の問題から論じよう。

## 2. 政治的リベラリズムと正義論

『正義論』（1971）の著者として、そして政治的リベラリズムの旗手として知られるジョン・ロールズは、社会の基礎構造を規定する原理を正義原理と呼んだ。個々の社会制度は独自の目的と内的規準をもつ。個々の集団、個人も独自の目的と内的規準をもつ。通常、それぞれの制度や集団、個人がもつ目的は多様であり、内的規準も多様であろう。だが、個々の制度や集団・個人の多様性を互いに尊重し合うためにも、それらを包含する社会は、一定の正義原理を必要とする。1つの社会が有する一定の正義原理は、個々の制度や集団、個人間の関係性を規定するとともに、個々の制度や集団、個人（自我）のしきりを超えて、社会を構成する一人ひとりの個人を直接保護する役割をもつ。

たとえば、ロールズ自身は、①平等な基本的諸自由の保証、②実質的な機会均等、③所得と富の公正な分配（「格差原理」と呼ばれる）という3つの原理から構成される「正義の二原理」を社会の基本原理として提出した。平等な基本的諸自由の保証は、日本国憲法で保証されている身体・精神・良心の自由など、多様な価値・目的の追求を尊重するための条件を指す。公正な機会均等は、社会的地位や権能の配分とも関連する教育や就労の機会の実質的な平等を意味する。格差原理は、「所与の条件下で最も不遇な人々の期待を最大化する」という目標のもとで、所得と富の格差を制御することを要求する。これらは個々の

<sup>1</sup> 近年、日本で給付水準引き下げの議論が始まっている。生活保護の財政的側面に着目したうえで、受給者が実際にもつことのできる潜在能力の観点から、その議論を批判した論文として、後藤，2006bを参照のこと。



社会制度で採用されている異なる正義概念をバランスづける高次原理として機能する。

このロールズの議論を皮切りとして、現代正義論の関心は、主として、社会で実現されるべき正義に向かった。「社会的正義」とは、このような意味での正義を指す。それに対して、プラトンやアリストテレスにおいては、正義は、まずもって個人が備えるべき徳性の1つとして論じられていた。そこでは、正義は、対他的関係において個人の行いや在りようを直接、律し、徳性を与えるとともに、正義にしたがう個人に対して、最終的には幸福をもたらすと考えられていた<sup>2</sup>。

もちろん、社会的正義といえども、個人から切り離された概念ではありえない。なぜなら、社会的正義の実現は、最終的には、個々人の意思や行為に依存する——より正確には依存すべきもの——からである。制定された正義原理の要請に個々人が実際に従うかという問題はもとより、正義原理の制定それ自体——そもそも正義原理なるものを制定するかどうか、制定するとしたら、どんな正義原理を制定するか——もまた、個々人の意思や行為に依拠すると考えられている<sup>3</sup>。個々人は、自己の幸福を追求する慎慮をもつとともに、正義の感覚や理性をもつことを期待される。

その一方で、現代正義論においては、正義と徳性、幸福との直接的な関係は断たれる。個々人は多様な善の観念をもち、それらを互いに足しあわせること、また、比較評価すること自体が不可能であるとしたら——評価の観点自体が多様であるので——、たとえば最大多数の最大幸福というかたちで、社会的正義を定義することはできなくなるからである。また、社会的正義の実現が、異なる善の観念をもつ個々人に対して、一様に幸福をもたらすこと、あるいは、特定の徳性をもたらすことは期待できなくなるからである。一定の正義原理のもとで、はたしてどんな善を実際に社会にもたらすことができるかは、まさしく個々人の意思と行為に依拠することになる。

とはいえ、現代正義論もまた、一定の社会において、構成員に共通する有用な善にまったく無関心であるわけではない。すべての個人が多様な善の観念を追求することを——単に形式的に尊重するだけでなく——、実質的に尊重しようとしたら、それらの追求を可能とするより基底的な善を、すべての個人に対して、社会の責任で保障する必要がでてくる

---

<sup>2</sup> このような関心は、19世紀の代表的思想である功利主義、あるいは、ロールズ正義論の批判的見解として現れたコミュニタリアニズム（共同体主義）などに継承されていく。ベンサムやミルを先駆とする功利主義は、すべての社会構成員の効用（それは快樂、欲求、幸福などと解釈される）の総量を最大化することを社会政策の目標とする。また、コミュニタリアニズムは、社会が追求すべき共通善を特定化するとともに、個々人が私的利益を超越してその共通善を推進すること、そのために個々人が備えるべき徳性に関心を寄せる。これらの理論においては、個々人の幸福や徳性から独立した概念としての社会的正義は意味をもたないとされる。後藤、2002第14章、参照のこと。

<sup>3</sup> 正義原理の制定の局面に、とりわけ「政治的」リベラリズムの特徴が現れる。

からである。この文脈では、「(社会)福祉」は、まさに、多様な善の観念をもつ人びとによって承認された、社会的責任で実現すべき基本的な善と解釈される。そして、すべての個人に「(社会)福祉」を保障することは、自由や機会の保障とならぶ社会的正義の1つの原理として要請されるのである。

以上が正義に関する理論的な構図である。以下では、この構図を踏まえつつ、現代日本社会において、社会福祉を支えている正義の概念をより具体的に検討しよう。

### 3. 衡平性としての正義・矯正としての正義

はじめにあげられるのが、衡平性、釣り合いとしての正義である。典型的であるのは、負担と便益の釣り合い、貢献と報酬の釣り合い、権利と義務の釣り合いである。これらの釣り合いが正義であるという考え方は、アリストテレスの「応報的(交換的)正義」、「配分的正義」の概念にも見られる。財の交換に際しては、互いの拠出する財やサービスの価値と取得する財やサービスの価値が釣り合っていることが、正義であるとされる(応報的正義)。また、社会にあって人びとに共通に価値をもたらす事柄(地位や財産、権能など)は、社会に対する個々人の貢献に応じて配分されることが正義であるとされる。

衡平であることが正義だという感覚は、現代社会においても根強い。たとえば、自由な競争労働市場では、均衡において個々人の貢献(生産物価格による労働生産性の評価額)と報酬(賃金率)が釣り合うことが保証される。換言すれば、個人間の報酬の相違は、それぞれの個人がなした貢献の相違に帰着されることになる。この点が、自由な競争市場を——効率性の観点だけではなく——、正義の観点からも支持する際の根拠とされる。たとえば、社会保険にも、個人別衡平性の原理——個人別に保険料と保険金との釣り合いを図る——を導入しようという動きは、このような正義感覚にもとづいている。

興味深いのは、衡平性の視点は、市場を越えても適用可能な点である。たとえば、近年、論じられてきた専業主婦に対する無償労働(アンペイド・ワーク)の問題は、家庭内の財の配分にあたって、その財の産出に対する専業主婦の貢献——家事や育児、介護を通じて夫の賃金労働を支えてきた——を正しく評価してことなかつた点を鋭くつくものであった。

この議論が社会福祉にもつ含意は大きい。主として地域や近隣を舞台として、福祉を支える重要な貢献をなしているにもかかわらず、その貢献が正しく評価されないために、十分な経済的報酬を得られない人びと、そのため結果的には経済的依存者と見なされている人びとが、現代日本社会にも数多く存在するからだ。衡平性としての正義の概念は、もしそれが個々人の果たす社会的な貢献を正しく評価する作業と結びつくとき、今後、ますます重要になっていくだろう。

以下で述べる公的な経済的給付は、その背後に、衡平性とは異なる正義概念をもつ。ただし、これらの施策を実行するためにも、個々人の貢献を正しく評価する衡平性としての

正義が不可欠であることをここでは確認しておきたい。

個人を対象とする公的な経済的給付には、「補償」（あるいは責任性がより明確である場合は「賠償」）的性格をもつものがある。それは、アリストテレスのいう「正しきを回復するための矯正（匡正）的正義」と近似して、不当性が発生する以前の状態と発生後の状態との算術的な釣り合いを求める――ただし、個人間の補償ではなく社会的な補償――ものである。

例えば、社会的被害を理由とする経済的給付の背後には、社会的被害は不当であるという判断がある。そして、それに対する経済的給付には、社会的被害の回復は公共的な課題であること、さらに、同様の被害に対しては、等しく社会的責任で償わなくてはならないことを公示化する意味がある。例えば、原爆被害に対する不当性の判断を根拠として実行される公的な経済的給付は、原爆被害は、同様の被害が発生したとしたら、やはり社会的に償われなければならないことを、将来にわたって明言することになる。

性、年齢、障害、国籍、就労状態、家族構成（ひとり親、離別・死別、単身）など特定の自然的・社会的属性を理由とする経済的給付もまた、不当性の判断にもとづく補償的性格をもつ。ただし、そこでの不当性の判断は、原因となった属性そのものではなく、属性に対する制度的な扱いに向けられる。例えば、女性であること、老齢であること、身体的・精神的特徴が“標準”から乖離していることそれ自体は、マイナスの価値とも不当ともいえないからだ。不当性の問題は、それらの属性に対する制度的な扱い、すなわち、それらの属性がもたらす自然的不利益を放置しておく、あるいは、それらを社会的・経済的不利益へと一層、拡大していくような人為的な制度（慣習・法・システム）において発生する。

例えば、身体的・精神的特徴が“標準”から乖離している個人が、基本的な生活を送ることが困難なまま放置されているとしたら、あるいは、そのことを理由として社会的活動に参加する機会、財・サービスの利用機会を実質的に――形式的に閉め出されるのみならず、機会を実際に利用する手立てをもたない――制約されるとしたら、さらには、社会的活動に参加する意欲、あるいは活動する意欲それ自体を自ら抑制してしまっているとしたら、これらを黙認する制度は不当だという判断が形成されうるだろう。その際には、これらの不利益をもたらしことのない理念的制度を参照点としながら、いわば反射的に、補償すべき経済的給付が測定され、提供されることになる。

#### 4. 基本的福祉の保障としての正義

このように不当性を根拠として公的に経済的給付を行う仕組みは、現象的には特定のグループを対象が限定される。そのため、社会福祉の領域では、これらはしばしば目標指向的（targeting）制度と呼ばれる<sup>4</sup>。ただし、同様に、給付の対象を限定するものの、不当性

<sup>4</sup> Sen, 1995 参照のこと。

の判断ではなく、人々が共有する社会的価値を根拠として、それを促進する観点から、特定の需要に対して経済的給付がなされる場合がある。例えば、少子化現象に対して人々の多くが危機感を抱き、子育てに伴う特別の需要が「社会的な」需要とみなされるとしたら、公的な経済的給付を行う施策が支持されるかもしれない。この場合、給付の目的は、現に子育てを行っている家計を援助することのみならず、子育てに対する潜在的な需要にも向けられるため、少子化現象の緩和という社会的価値が促進されることになる<sup>5</sup>。

さて、日本の社会福祉は、以上のような政策を不十分ながらも実行してきた。これらは、不当性や社会的価値に関する人びとの意識を反映しながら、今後も異なる発展を遂げるだろう。ただし、日本の社会福祉はこれらの政策に尽くせない。それは、もう一つ、「無条件」で、きわめて一般的な生活保護制度を用意している。はたして、日本の生活保護制度はどのような正義概念に支えられているのだろうか。

条件付制度には本質的な制約がある。被害であれ、属性であれ、社会的価値であれ、一定の受給要件は人々を線引きする（それがときに「資格 (deserving)」と呼ばれる所以である）。1つの要件は1つの非受給層を生み、その人々が困窮に陥ることを予防できない。おそらくどれほど多様な基準を立てようとも、どの資格要件をも満たさない人々の存在を完全には否定できないだろう。また、困窮に至る経路がきわめて個別的で、タイプ化することになじまないケースがあることも考えられる。しかも、制度が出揃うまでには時間的ずれが存在する、複数の受給要件を統合的に評価する方法は自明ではないことなどの実践的な理由もある。これらを考え合わせるとき、困窮という事実のみに依拠する無資格の給付制度を用意しておくことには理があるだろう。

生活保護制度は、端的に、すべての個人に基本的福祉を保障することを要求する。すべての個人が「健康で文化的な最低限度の生活」を維持し、「自立の助長」がなされるように、個々人の必要に応じて資源が提供される。この制度は、個々人の存在的価値に注目する点で、アリストテレスの配分的正義——共同体で価値ある財を「価値に応じて」配分する——に裏づけられるかもしれない。ただし、その場合には、「価値」を、ひとのなす個々の貢献を束ねたものではなく、ひととしての等しさとして解釈する必要があるだろう。

この解釈は、ある個人に対して、基本的福祉を保障しないことは、端的に不正義だという判断をもたらす。裏返せば、それは、すべての個人に、等しく存在的価値を保障せよ、という正義概念として記述される。日本の生活保護制度を規定する「生存権 (right to well-being freedom)」規定は、このような正義概念に裏づけられたものである。

日本の社会福祉は、このように、複数の正義概念——衡平としての正義、矯正としての正義、社会的価値としての正義、基本的福祉の保障としての正義——に支えられている。すなわち、市場のみならず、地域や近隣・家族などローカルな文脈でなされた個々人のさ

<sup>5</sup> 当然ながら、特定の事柄を社会的価値と位置づけることには、熟議を要する。ひとたび社会的価値とされたものが、際限のない特権にすりかわるおそれがあるからである。

さまざまな種類の貢献を正しく経済的報酬に結びつけること、特定の人びとが被っている自然的不利益を社会的・経済的不利益へと拡大させないこと、共有された社会的価値があるとしたら、それらを促進すること、さらには、すべての個人に対して基本的福祉を保障すること。

先述したロールズの「正義の二原理」は、個々の制度や組織・集団が担う複数の正義概念を、社会全体として整合化し、最終的には、社会に在る一人ひとりの個人を守り、尊重することを目標とした、高次の分配原理——社会の基本原理——にほかならなかった。日本国憲法——後述するように、生存権規定のみならず、就労の義務、納税の義務を含む——もまた、より具体的な次元で、これらの正義概念をバランスづける社会の基本原理と解釈される。

## 5. 公共的相互性

以上より、公的扶助は、正義に適ったしくみであることが了解された。それは、理由は何であれ、困窮の事実に対処することにより、「ひととしての等しさ」を尊重することのできる制度である。他の正義概念に貫かれた制度がどれほど充実しようとも、独自の正義概念を実現する公的扶助制度の正当性と必要性が失われることはないだろう。

ただし、ロールズ (1971b) も指摘するように、ひとは、たとえ「正義に適っている」と判断したとしても、「同様の条件にある他の人びとも、同様にコミットするだろう」という相互的な関係性を信頼できないがために、コミットできないことがある。加えて、ひとは、たとえ正義に適っていると判断できないとしても、あるいは、迷いなく不正義だと判断したにもかかわらず、相互的な関係性に突き動かされて、コミットしてしまうこともある。

後藤 (2006a) では、一定のルールを媒介として、広く不特定の人びととの間に成立する緩やかな対応性——その対応は、かならずしも二者間で双方向的である、あるいは、複数の個人間で円環的に閉じられたものである必要はない——を「公共的相互性」と呼び、その概念を手がかりに、制度へのコミットメントの可能性を論じた。

以下にその内容を簡単に説明しよう。先述したように、公的扶助の上位原理は、憲法であり、憲法には、別途、就労の義務と納税の義務が規定されている。その点を考慮して、公的扶助のルールを次のように表現しよう<sup>6</sup>。

「働いて提供できるなら、そうしなさい。困窮しているなら、受給しなさい」。

ここでは、この分配ルールが「公共的相互性」を表象することを示したい。まず、この

<sup>6</sup> 以下の議論は、Gotoh (2005)、後藤 (2006 a,b) で日本の生活保護制度に関して展開した議論とほぼ同一である。

ルールは、前半の「働いて提供できるなら、そうしなさい」と後半の「困窮しているなら、もっぱら受給しなさい」が結び付けられることによって、互いに条件付けられていることが理解される。両者の結び付きは重要な2つの対応関係を内包する。1つは、目的と実現可能性との対応である。「困窮しているなら、もっぱら受給しなさい」は、「働いて提供できるなら、そうしなさい」の目的を表し、「働いて提供できるなら、そうしなさい」は、「困窮しているなら、もっぱら受給しなさい」の実現可能性を保証する。

ただし、この結び付きは、一人ひとりの個人の中で顕われる必要はない。それは社会の中でゆるやかに実現されればよい。社会には、生涯、働き提供するだけの個人がいるかもしれない、その一方で生涯、困窮し、受給するだけの個人がいるかもしれない。このような場合、目的と実現可能性との対応をひとりの個人の中に見出すことは困難であるとしても、社会の中に見出すことはできるだろう<sup>7</sup>。

ところで、目的と実現可能性との対応が個人の中で顕われないということは、個人にとってこのルールは、本人の目的から切り離された義務として作用することを意味する。なぜなら、もしこのルールが人々によって受容されるなら、働き、提供できる個人は、将来、自分も困窮し、受給することがあるかもしれないという予想をもつか否かにかかわらず、働き、提供しなければならないことになるからだ。

同様に、個人にとって、このルールは、権利としての意味をもつ<sup>8</sup>。なぜなら、もしこのルールが人々によって受容されるなら、困窮している個人は、自分も将来、働き、提供できるようになるか否かにかかわらず、受給できることになるからだ。

付言すれば、「働いて提供できるなら、そうしなさい」という言明は、個人が「可能なら、働き、提供する権利」をもつこと、したがって、社会には、さまざまな個人が働くことのできる実質的な機会——労働市場のみならず、コミュニティ・ワーク、ケア、職業訓練などとそれを支える所得補助など——を提供する義務があることを定める。この社会の義務は、個人や地域・企業にも分有される。労働機会の創出、あるいは、それを促す公共的討議への参加もまた、個々人が分有する倫理的義務とみなされるだろう。

このように、上記のルールは、権利と倫理的義務という、もう1つの対応関係を内包する。ただし、その対応関係は、ひとりの個人の中で顕われる必要はない。社会の中で、緩やかに顕われればよい。あらゆる個人は、可能なら働き提供する権利と倫理的義務をもつ。困窮しているときは、受給する権利をもつ。権利はそれぞれ、同様の他者の権利を尊重すること以外、いかなる条件も付帯されることがない。義務は権利の剥奪という罰則を付帯されることがない。

<sup>7</sup> ここでいう社会とは一定のルールと経済システムを備えた、政治的母体をさす。それ自身の中に、異なるルールとシステムをもった多様な集団を含む。それは、公共的相互性の届く範囲に依存して、国家を越える可能性をも秘めている。Gotoh, R., 2004a, b 参照のこと。

<sup>8</sup> さらに踏み込み、「受給し、無事である倫理的義務」があるということができないかもしれない。ただし、その場合もそれが決して法的義務ではない点を注記する必要があるだろう。

続いて、上記のルールからいくつかの対称性が導出される。働き提供している個人と困窮し受給している個人の間には、明らかに行為における非対称性が存在する。だが、彼らがともに、手続き上の相互性のもとで、このルールを受容し尊重するとしたら、同一ルールによって制約されるという対称性が彼らの間に成立するだろう。また、これに加えて、働き提供している個人と個人の間、困窮し受給している個人と個人の間には、行為の対称性も成立する。

要約しよう。「働いて提供できるなら、そうしなさい、困窮しているなら受給しなさい」という分配ルールは、もし人々がみなそれを受容するとしたら、次の4つの意味での相互性が実現するようなルールである。

- 1) 社会全体の中で、目的（すべての個人の基本的福祉の保障）と実現可能性（分配資源の確保）との対応が実現する。
- 2) 社会全体の中で、権利（right to well-being）と倫理的義務との対応が実現する。
- 3) 働き提供している個人と困窮し受給している個人の間、同一ルールによって制約されるという対称性が成立する。
- 4) 働き提供している個人と個人の間、困窮し受給している個人と個人の間、行為の対称性が成立する。

さらに、ロールズが「格差原理」に関して指摘したように、この分配ルールの中に、偶然性と社会的行為との間の正しい対応関係をみることができるかもしれない。例えば、「働いて提供できること」と「実際にそうすること」との間に、また、「困窮していること」と「受給すること」との間に。

あるいは、後藤（2004）が「観点としてのリスク」と呼んだように、リスクが発生する確率ではなく、リスクがあるという事実、すなわち、誰も、困窮するというリスクを完全には逃れることができないという事実に着目するなら、働いてプラスの課税を払う個人と困窮して受給する個人との間に、対称性を見ることができかもしれない。リスクに対するこのような関心は、不確実性下での合理的計算に対する関心とは明らかに異なるものである。

## 6. 結びに代えて

働いて提供することは、常に、本人の利益に添うとは限らない。働かないこと、提供しないことが本人の利益を高めることもあるだろう。たとえそうだとした場合、公的扶助ルールは「働いて提供できるなら、そうしなさい」と要請する。その意味で、この要請は義務と呼ばれる。もちろん、ここでいう義務とは、倫理的義務であり、法的拘束力をもたない。公共的相互性への信頼を、かろうじて保つほどの強さでしかない。広やかな対応性をもつ

た社会的文脈の中で、働くことの意味を確かめることができればよい。

だが、それが、「衡平としての正義」が豊かに実現している社会であったとしたら、どうだろうか。たとえば、労働市場における賃金や就労条件の衡平性が実現されるとしたら、また、よりローカルな文脈で、互いの行いや在りようがもたらす多様な貢献や意味が、市場の評価——人びとの集成的な需給バランスで自動的に定まる——を越えて、正しく評価され、経済的報酬につながるしくみがあるとしたら、「働き提供できるなら、働き提供すること」は、もっと本人の利益に添ったものとなるかもしれない。

また、公共的相互性がそれ自体、——ひととひととの直接的な関係性と同様に——個々人に喜びを与えるものであるとしたら、「働き提供できるなら、働き提供する」ことが、本人の利益に添ったものとなる可能性は、より高まるだろう。このような場合、「働き提供できるなら、そうしなさい」という要請を、ことさら義務と呼ぶ必要性は、ますます薄まっていくにちがいない。

先述したように、異なる正義の概念は、異なる要請をもち、異なる結果の集合を導出する可能性をもっている。ただし、それぞれは、互いに両立不可能な要請ではない。個々の行いや在りようがもたらす多様な貢献や意味を経済的にも正しく評価するしくみ、特定の人びとが被るおそれのある社会的・経済的不利益を適切に矯正するしくみ、困窮しているという事実に対処するしくみ、それらを兼ね備えた社会は存在しうる。

そのような社会は、そうでない社会に比べて、互いに分かち合うことのできる価値を、個人の利益——私的な、また相互的な利益——の観点とさほど抵触しないかたちで、創造しやすい社会となるだろう。また、個々の人びとが被った不正義への抵抗、不正義からの回復の道すじを——広く社会的に対処すべき問題である点を確認しつつも——、より個人的な文脈を尊重しながら、考案することを可能とするだろう。

だが、「はじめに」で注記したように、正義が融通の利かない概念であることは確かだ。正義の観点から貧困を論ずることは、貧困をそうでない状態から断絶し、当事者を他の人びとから断絶することにならないだろうか。公的扶助を独自の正義概念で特徴づけることは、他制度からの分断につながらないだろうか。最後にこの点を考察して結びに代えよう。

生活保護制度に、貢献に応じた報酬の原理を導入しようとしたら、受給者に就労義務を課そうとする提案は、他制度と同様の——衡平としての正義という、より常識的な——正義概念を貫くことによって、受給者を制度的に孤立化させないための——「スティグマ」をとり除くための——巧妙な策であると考えられるかもしれない<sup>9</sup>。

<sup>9</sup> ここでは詳細を省くが、このような配慮は、公的扶助と同様に、「基本所得の保障」という正義概念に貫かれながらも、すべての人びとへの一律な支給というフレーズのもとで、実際には存在するはずの正の所得税負担者と負の所得税負担者との間の境界を目立たなくさせる「基本所得 (basic income)」構想の中にもみられる。後藤 (2006c) 参照のこと。



だが、それは違いただろう。貧困への抵抗・貧困からの回復を、当事者たちの責任に帰するのではなく、広く社会的責任として要請するためには、共感や理性に支えられた正義の観点が必要となる。そして、困窮という事実迅速に対処し、「ひととしての等しさ」を守り抜くためには、衡平としての正義の概念だけでは不十分であることは明らかだ。したがって、独自の正義概念で公的扶助を特徴づけることには理がある。

ただし、その際に留意すべきは、次の点である。正義の概念がつかみだす非対称性——貧困とそうでない状態との——は、それが事実として存在するものであろうとも、正義概念によってもたらされるものであろうとも、「ひととしての等しさ」を、脅かすものでは決してない。また、それは、「働いて提供できるなら、そうしなさい、困窮しているなら受給しなさい」というルールのもとで、広く人びとの間に成立するはずの「公共的相互性」を、分断するものでは決してない。

本稿で確認したかったことは、日本の公的扶助制度は、そのもっとも基本において、正義と公共的相互性を備えているという点である。その改革を図る際には、この原点を忘れることがあってはならないだろう<sup>10</sup>。

#### 参考文献

Gotoh, R. (2005): Justice and Public Reciprocity, a paper presented International Conference, *Ethics, Economics and Law: Against Injustice*, October 28-30, Ritsumeikan University.

Rawls, J. (1971): *A Theory of Justice*, Cambridge, Mass.: Harvard University Press. (矢島鈞次監訳、『正義論』, 紀伊国屋書店, 1979).

Rawls, J. (1971b): "Justice as Reciprocity," in Samuel Gorowitz ed. *John Stuart Mill: Utilitarianism, with Critical Essays*, reprinted in *Collected Papers* (1999c)

Rawls, J. (1993): *Political Liberalism*, New York: Columbia University Press.

Sen, A. K. (1985): *Commodities and Capabilities*, Amsterdam: North-Holland (鈴木興太郎訳、『福祉の経済学—財と潜在能力』, 岩波書店, 1988.).

Sen, A. K. (1995): "The Political Economy of Targeting," in van de Walle, D. and K. Nead,

---

<sup>10</sup> ここでは詳細を割愛するが、日本の生活保護制度に関しては、社会福祉研究者、実践家から、熟慮された改善案が出されている。それらの多くは、その基本的役割と意義を十分に認めたいうえで、より使い勝手のよいものにしていくものであることを付記したい。

eds., *Public Spending and the Poor: Theory and Evidence*, Baltimore: The Johns Hopkins University Press, pp.5-15.

Sen A. K. (1999b) *Development As Freedom*, New York: Alfred A. Knopf (石塚雅彦他訳『自由と経済開発』日本経済新聞社, 2000年) .

Van Parijs P. (1995) *Real Freedom for All: What (if anything) can justify capitalism*, Oxford: Oxford University Press.

後藤玲子 (2002) 『正義の経済哲学：ロールズとセン』、東洋経済新報社.

後藤玲子 (2004) 「リスクに抗する福祉とは」橘木俊詔編著『リスク社会を生きる』、岩波書店, pp. 275-306.

後藤玲子 (2006a) 「正義と公共的相互性：公的扶助の根拠」『思想』「特集 福祉社会の未来」, 第 983 号, 2006 年第 3 号, pp. 82-99.

後藤玲子(2006b) 「ミニマムの豊かさと就労インセンティブ——公的扶助制度再考」財務総合政策研究所報告書『わが国の経済格差の実態とその政策対応に関する研究会』, 近刊.

後藤玲子 (2006c) 「潜在能力・就労インセンティブ・公共的相互性——市場の論理の射程と限界——」, 「ヴァン・パライス教授とのワークショップ: すべての人に実質的自由を！」, 立命館大学, 2006 年 7 月 7 日, 報告原稿.

# Winners and Losers over the 1990s Business Cycles in Germany, Great Britain, Japan, and the United States

Richard V. Burkhauser  
Department of Policy Analysis and Management  
Cornell University  
Phone: (607) 255-2097  
e-mail: [rvb1@cornell.edu](mailto:rvb1@cornell.edu)

Takashi Oshio  
Faculty of Economics  
Kobe University, Japan

Ludmila Rovba  
Department of Economics  
Cornell University

## Abstract

This paper uses kernel density estimation to show how after-tax household size-adjusted income changed between the peak years of the 1990s business cycle in Germany, Great Britain, Japan, and the United States. Great Britain and the United States experienced substantial growth in average income, a decline in inequality, and a movement of their income distributions to the right. In contrast, Germany and Japan had less income growth, together with a rise in inequality and a decline in the middle mass of their distributions that spread mostly to the right, much like the United States experienced over its 1980s business cycle.

**JEL Classification:** D3

**Key Words:** income inequality, kernel density estimation, economic well-being, cross-country comparisons.

This work was in part supported by a Steven H. Sandell Dissertation Grant from the Social Security Administration through the Michigan Retirement Research Center to Rovba. The opinions and conclusions are solely those of the authors and should not be considered as representing the opinions or policy of the Social Security Administration or any agency of the Federal Government. The Japanese data from the Survey on Income Redistribution were made available to Takashi Oshio by the Japanese Ministry of Health, Labour and Welfare. The notice number No.0822005 is dated August 22, 2005. The data processing was done by Takashi Oshio.

## Introduction

Using kernel density estimation Burkhauser, Cutts, Daly, and Jenkins (1999) confirm previous studies showing that income inequality increased in Great Britain and the United States over the business cycle of the 1980s while the middle of their distributions decreased. But they also find that while the mass in both tails of their distributions increased significantly, by far the greatest gains were in the upper tail. So, income inequality increased primarily because the middle of their distributions got richer at different rates rather than because a large part of the middle of their distributions became poorer. In this paper we update this work by looking at how these two countries as well as Germany and Japan fared over the 1990s business cycle.

## Data

The data used in this paper for Germany and Great Britain come from the Cross-National Equivalent Files (CNEF), prepared at Cornell University. The data on Japan come from the Survey on Income Redistribution collected by the Japanese Ministry of Health, Labour and Welfare. The data for the United States come from the March Current Population Survey's Annual Social and Economic Supplement (CPS) collected by the United States Bureau of the Census. Since each country's business cycle peaks occurred over slightly different years, the calendar years we compare will differ slightly across countries.<sup>1</sup> By examining these peak years, we control for the state of the business cycle. We also control for outliers in all four data sets.<sup>2</sup>

1. The starting and ending years of a business cycle are somewhat arbitrary. Rather than define them directly by changes in macroeconomic growth, we use peaks in income which will, in general, lag macroeconomic growth. This rule is straightforward in the United States and Great Britain where there are distinguishable peak years in average income. For Germany, income years 1991 and 1992 are similar. We chose 1991, though its average income was slightly lower than 1992, since it was closer to the peak year as defined using standard macroeconomic growth data. In Japan, differences in average income were much less pronounced. We chose 1989 and 2001 because they roughly correspond to peak years based on OECD methodology using a composite index of wage and salary income, employment, the industrial production index, manufacturing and trade sales, and quarterly gross domestic product. (See: Artis, Bladen-Hovell and Zhang, 1995). Our findings are not sensitive to reasonable changes to the peak years we choose to compare.
2. Since most measures of income inequality are sensitive to outliers, we exclude observations in the top and bottom two percent of the household size-adjusted income distribution in the German, British and Japanese data. Because the public use CPS data has top coded values differently over time, we use the most severe yearly top code over the entire period of our analysis as discussed in Burkhauser, Couch, Houtenville and Rovba (2005). They show that a rule-of thumb trimming of the top two percent of the public use version of the CPS yields